

Ⅷ 資料（関係条例、規則、要綱等）

1 瀬戸市クリーンセンター条例

昭和 35 年 3 月 24 日
条例第 10 号
昭 62 条例 24・題名改称

（趣旨）

第 1 条 この条例は、クリーンセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭 62 条例 24・一部改正）

（設置等）

第 2 条 本市にクリーンセンターを設置し、その名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 瀬戸市クリーンセンター

(2) 位置 瀬戸市西山路町 1 番地

（昭 62 条例 24・全改）

（最大処理量）

第 3 条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等（以下「浄化槽汚泥等」という。）の最大量は、1 日につき 125 キロリットルとする。

（昭 41 条例 30・昭 53 条例 14・昭 60 条例 23・昭 62 条例 24・平 24 条例 30・一部改正）

（使用許可）

第 4 条 処理施設を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備し、かつ、市長の許可を受けた者でなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者であること。

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の搬入は、タンク車によって行うこと。

2 市長は、前項の許可をする場合は、前条の最大処理量の範囲内において行わなければならない。

3 市長は、処理施設の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

（昭 47 条例 9・昭 53 条例 14・昭 60 条例 23・昭 62 条例 24・平 5 条例 32・一部改正）

（使用制限）

第 5 条 市長は、処理施設の処理機能に支障があると認めるときは、処理施設の使用を制限することができる。

（昭 48 条例 41・全改、昭 62 条例 24・一部改正）

（技術管理者の資格）

第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例30・追加)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭62条例24・全改)

附 則

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年10月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日条例第9号)抄

1 この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月25日条例第41号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日条例第23号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 24 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 26 日条例第 30 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 瀬戸市クリーンセンター条例施行規則

昭和63年3月31日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市クリーンセンター条例（昭和35年瀬戸市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(し尿等の投入受付時間)

第2条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設（以下「処理施設」という。）におけるし尿及び浄化槽に係る汚泥等の投入受付時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の投入受付時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 処理施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用の許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市クリーンセンターし尿処理施設使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付しこれを市長に提出しなければならない。

(1) 年間投入量を月別に明記した計画書

(2) 100人槽以上の浄化槽の年間清掃予定表

(3) 搬入に使用するタンク車の種類、積載容量及び自動車登録番号を記載した車両明細書

(使用の許可期間)

第5条 処理施設の使用の許可期間は、2年とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該許可期間を短縮することができる。

(平16規則1・一部改正)

(使用の許可の通知)

第6条 市長は、処理施設の使用を許可したときは、瀬戸市クリーンセンターし尿処理施設使用許可通知書（第2号様式。以下「許可通知書」という。）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 処理施設の使用を許可された者（以下「許可業者」という。）は、許可通知書及び第4

条各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかに瀬戸市クリーンセンターし尿処理施設使用許可事項等変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 許可業者は、処理施設の使用を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ瀬戸市クリーンセンターし尿処理施設使用廃止（休止）届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の瀬戸市赤津処理場管理規則の規定によってなされた処理施設の使用の許可の申請は、この規則の相当規定によってなされた処理施設の使用の許可の申請とみなす。

附 則（平成16年3月1日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の瀬戸市クリーンセンター条例施行規則第5条の規定は、平成16年4月1日以後の処理施設の使用に係る許可から適用し、同日前の処理施設の使用に係る許可については、なお従前の例による。

3 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 3 月 31 日
条例第 9 号
(昭 52 条例 32・題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 22 条例 33・一部改正)

(事業者の責務)

第 2 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第 3 条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。

2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、そのつど告示する。

(市民の協力義務)

第 4 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し、市長が規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)を所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。

(平 22 条例 33・一部改正)

(収集又は運搬の禁止等)

第 4 条の 2 第 3 条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平 22 条例 33・追加)

(臨時収集の届出)

第 5 条 土地又は建物の占有者が、臨時に一般廃棄物(し尿に限る。)の収集を受けようとするときは、市長に届け出なければならない。

(昭 48 条例 40・平 5 条例 31・一部改正)

(一般廃棄物の自己処理)

第 6 条 土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める基準に準じて、処理しなければならない。

(平 5 条例 31・一部改正)

(多量の一般廃棄物)

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる事業活動に伴って生ずる多量の一般廃棄物(し尿等を除く。)は、その一般廃棄物の1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

(平5条例31・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者から、一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

2 処理手数料の種類、区分及び金額は、別表のとおりとする。

3 処理手数料を徴収する基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

4 前項に規定するもののほか、処理手数料の徴収方法については、市長が定める。

(昭48条例40・平5条例31・平12条例2・平22条例33・一部改正)

第9条及び第10条 削除

(平5条例31)

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第4項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、次の区分による手数料(以下「許可申請手数料」という。)を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 6,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 6,000円

(3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 6,000円

(昭51条例24・昭60条例23・平5条例31・平22条例33・一部改正)

(手数料の還付)

第12条 既に納付した処理手数料及び許可申請手数料は還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平22条例33・追加)

(手数料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、処理手数料を減免することができる。

(平22条例33・旧第12条繰下・一部改正)

(環境衛生巡視員)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関する指導の職務並びに法第19条第1項(産業廃棄物に関する部分を除く。)及び浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行わせるため、環境衛生巡視員を置く。

2 前項の環境衛生巡視員は、職員のうちから市長が任命する。

(平5条例31・平18条例47・一部改正、平22条例33・旧第13条繰下)

(環境衛生審議会)

第 15 条 市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃業務に関する重要事項を調査審議するため、瀬戸市環境衛生審議会を置く。

2 瀬戸市環境衛生審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、規則で定める。
(平 22 条例 33・旧第 14 条繰下・一部改正)

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平 22 条例 33・旧第 15 条繰下)

附 則抄

1 この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

2 瀬戸市清掃条例(昭和 29 年瀬戸市条例第 19 号)およびアス、窯くず等の処理に関する条例(昭和 28 年瀬戸市条例第 13 号)は、廃止する。

附 則(昭和 48 年 12 月 25 日条例第 40 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 9 月 30 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 9 月 30 日条例第 39 号)

この条例は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 9 月 30 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 9 月 28 日条例第 23 号)

この条例は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 26 日条例第 31 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 9 月 30 日条例第 26 号)

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 9 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 9 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 30 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成2年3月31日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第26号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第47号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第33号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月18日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(平5条例31・全改、平9条例5・平22条例33・平25条例21・令元条例3・一部改正)

種類	区分	金額
し尿	定額制	1人につき月額 440円
		1世帯につき月額 314円
	従量制	20リットルにつき 225円
	臨時	1回につき 655円
粗大ごみ		1個につき 840円

備考 手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。

4 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和 47 年 6 月 2 日

規則第 15 号

(昭 51 規則 26・題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)及び瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 53 規則 4・昭 60 規則 22・一部改正)

(事業者の責務)

第 2 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合においても、共同による処理に努めなければならない。

第 3 条 削除

(平 22 規則 35)

(し尿処理の申込み)

第 3 条の 2 し尿の処理を受けようとする者は、し尿処理申込書(第 1 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を提出した者がその記載事項に変更が生じたときは、直ちに、し尿処理変更届(第 1 号様式の 3)を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の申込書を提出した者がし尿の処理を受ける必要がなくなつたときは、直ちに、し尿処理廃止届(第 1 号様式の 4)を市長に提出しなければならない。

(昭 49 規則 17・追加、昭 53 規則 4・一部改正)

(臨時収集)

第 4 条 条例第 5 条に規定する「臨時に一般廃棄物(し尿に限る。)の収集」(以下「臨時収集」という。)とは、第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する定額制(以下「定額制」という。)によりし尿の処理を受けている場合であつて、当該一般廃棄物の処理計画による定期収集(以下「定期収集」という。)以外のし尿の収集をいう。

2 臨時収集の届出は、一般廃棄物(し尿)臨時収集届(第 2 号様式)による。

3 前項の届出は、収集を受けようとする日の 3 日前までに行わなければならない。

(昭 49 規則 17・昭 51 規則 26・昭 53 規則 4・平 5 規則 29・一部改正)

(粗大ごみ)

第 4 条の 2 条例第 4 条の市長が規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、その大きさが瀬戸市指定のごみ袋に入らないものであつて、別表第 1 に掲げるものとする。ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。

(平 22 規則 35・追加、平 27 規則 22・平 29 規則 16・一部改正)

(粗大ごみ処理の申込み)

第4条の3 粗大ごみを排出しようとする者(以下「排出者」という。)は、品名、数量、収集場所、その他必要な事項を、市長が別に定める粗大ごみの収集日の7日前までに市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により申出を受けたときは、排出者に対し、粗大ごみの処理上必要な指示をすることができる。

(平22規則35・追加)

(多量の一般廃棄物の量の認定)

第5条 条例第7条に規定する多量の一般廃棄物の量の認定は、市長が行うものとする。

(平19規則30・全改)

第6条から第9条まで 削除

(平22規則35)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第10条 条例第8条の一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)及び条例第11条に規定する許可申請手数料(以下「許可申請手数料」という。)の徴収方法は、次条から第10条の7までに定めるところによるもののほか次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(1) 処理手数料のうちし尿の臨時の処理手数料及び許可申請手数料は、その都度徴収する。

(2) 処理手数料のうち粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみ処理券を交付する都度徴収する。

(昭49規則17・平5規則29・平22規則35・一部改正)

第10条の2 処理手数料のうちし尿に係る手数料(前条第1号に規定する臨時の処理手数料を除く。以下「し尿処理手数料」という。)の徴収方法は、次に掲げる区分による。

(1) 定額制 出生、死亡、転入、転出等のほか人員の異動がなく、し尿の定期収集を行うことができる世帯及びこれに類するもの

(2) 従量制 前号に定める以外のもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げるものは、従量制とすることができる。

(1) 便槽の構造上、消毒液、洗浄水等を使用する必要があるもの

(2) 便槽の構造上又は管理が不十分であるため、雨水、地下水等が浸入するもの

(3) その他市長が従量制とするに相当と認めたもの

(昭49規則17・追加、昭53規則4・平5規則29・平22規則35・一部改正)

第10条の3 し尿処理手数料は、毎年、次の6期に分けて徴収し、その納期は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

期別	対象となる月		納期
	定額制	従量制	
1	4月・5月	2月・3月	4月21日～5月10日

2	6月・7月	4月・5月	6月21日～7月10日
3	8月・9月	6月・7月	8月21日～9月10日
4	10月・11月	8月・9月	10月21日～11月10日
5	12月・1月	10月・11月	12月21日～1月10日
6	2月・3月	12月・1月	2月21日～3月10日

2 前項に規定する納期の末日が銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第3号に規定する日となるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する納期の末日の翌々日をその納期の末日とする。

（昭49規則17・追加、昭53規則4・昭58規則7・一部改正）

第10条の4 定額制によるし尿処理手数料（以下「定額制し尿処理手数料」という。）を徴収する場合において、その算定の基礎となる人員及び世帯の認定の基準日は、次のとおりとする。

期別	基準日
1	4月1日
2	6月1日
3	8月1日
4	10月1日
5	12月1日
6	2月1日

2 前項の基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった場合にあつては、前項の規定にかかわらず第3条の2第1項に規定するし尿処理申込書の提出のあつた日を人員及び世帯の認定の基準日とする。

（昭49規則17・追加、昭53規則4・一部改正）

第10条の5 前条第1項に規定する基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった者については、その処理を受けた日の属する月の定額制し尿処理手数料から徴収する。

2 前条に規定する基準日の中途において、第3条の2第2項の規定によるし尿処理変更届又はし尿処理廃止届の提出があつた場合は、その提出のあつた日の属する期（第10条の3に規定する期をいう。以下同じ。）の次の期に係る定額制し尿処理手数料から更正する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（昭49規則17・追加、昭53規則4・一部改正）

第10条の6 し尿処理手数料は、集金の方法によつて徴収することができる。

2 し尿処理手数料を集金する職員は、身分証明書（第7号様式の2）を携帯し、関係人の請求があ

つたときは、これを提示しなければならない。

(昭 49 規則 17・追加、昭 53 規則 4・平 5 規則 13・一部改正)

(納入通知書の特例)

第 10 条の 7 し尿処理手数料の納入通知書は、市長が別に定める。

(昭 49 規則 17・追加、昭 53 規則 4・平 20 規則 22・一部改正)

(し尿くみ取標)

第 10 条の 8 市長は、し尿の処理を受ける者に、し尿くみ取標 (第 7 号様式の 4) を交付するものとする。

2 前項のし尿くみ取標は、汲取口付近の見やすい箇所に提示しておかなければならない。

(昭 49 規則 17・追加、昭 53 規則 4・一部改正)

(粗大ごみ処理券)

第 10 条の 9 汚損し、又は破損した粗大ごみ処理券は無効とする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、粗大ごみ処理券を再交付することができる。

(手数料等の減免の理由及び申請)

第 11 条 条例第 13 条の特に必要があると認めるときは、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災等の災害を受けたとき。

(2) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定により保護を受けているとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 条例第 13 条の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書 (第 8 号様式) によつて、市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第 12 条 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書 (第 9 号様式) 若しくは一般廃棄物処分業許可申請書 (第 9 号様式の 2) 又は浄化槽清掃業許可申請書 (第 10 号様式) に別表第 2 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(昭 60 規則 22・平 5 規則 13・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業許可証等の交付)

第 13 条 前条の申請を許可した場合は、一般廃棄物収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可証 (第 11 号様式) を、一般廃棄物処分業にあつては一般廃棄物処分業許可証 (第 11 号様式の 2) を、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可証 (第 12 号様式) を交付するものとする。

2 前項の許可証の許可期間は、2 年とする。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 第 1 項の規定により許可を受けた者 (以下「許可業者」という。) が、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

(昭 60 規則 22・平 5 規則 9・平 5 規則 13・平 10 規則 8・一部改正)

(変更届等の提出)

第 14 条 許可業者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書若しくは一般廃棄物処分業許可申請書又は浄化槽清掃業許可申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、その業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ業務廃止（休止）届（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭 60 規則 22・平 5 規則 13・一部改正）

（実績報告書の提出）

第 15 条 許可業者は、次表により、実績報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	報告書の名称	期限
一般廃棄物の収集運搬を業とする者	四半期ごとの実績	一般廃棄物収集運搬業務実績報告書（第 15 号様式）	報告内容の最終月の翌月の 10 日
一般廃棄物の処分を業とする者	四半期ごとの実績	一般廃棄物処分業務実績報告書（第 15 号様式の 2）	報告内容の最終月の翌月の 10 日
浄化槽の清掃を業とする者	1 箇月ごとの実績	浄化槽清掃業務実績報告書（第 16 号様式）	翌月の 5 日

（昭 60 規則 22・平 5 規則 13・一部改正）

（許可証の返納）

第 16 条 許可業者は、許可証の有効期間が満了したとき、または許可を取り消されたときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

2 許可業者が、業務の停止を命ぜられたとき、または業務の全部を休止したときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

（環境衛生巡視員身分証明書）

第 17 条 条例第 14 条に規定する環境衛生巡視員は、環境衛生巡視員身分証明書（第 17 号様式）を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（平 5 規則 29・追加）

附 則

1 この規則は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

2 瀬戸市清掃規則（昭和 30 年瀬戸市規則第 9 号）およびアス、窯くず等の処理に関する規則（昭和 28 年瀬戸市規則第 7 号）は、廃止する。

附 則（昭和 49 年 3 月 30 日規則第 17 号）

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前において実施した、し尿汲取に関する実態調査の調査票またはし尿汲取申込書を市長に提出した者は、この規則施行の日に改正後の瀬戸市廃棄物の処理および清掃に関する規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づいてし尿処理申込書の提出をしたものとみなす。

附 則（昭和 50 年 9 月 30 日規則第 18 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理および清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 9 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 9 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 31 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の日以前において、法第 7 条第 1 項の規定により市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者に従量制によるし尿の処理を受けていた者で、この規則施行の日以後においても引き続き当該一般廃棄物処理業者にし尿の処理を受ける旨の申込みをしたものは、この規則施行の日改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づいてし尿処理申込書を提出したものとみなす。

附 則（昭和 54 年 9 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日規則第 17 号）

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 9 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 6 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 9 月 30 日規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 9 月 30 日規則第 22 号）

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 9 月 30 日規則第 16 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日規則第 27 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬並びに動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前のし尿の収集及び運搬並びに動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 5 月 31 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 5 年 7 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る施行日後の最初の更新については、この規則の規定にかかわらず、改正前の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定による許可を受けた日から 3 年とし、その次の更新については、施行日後の最初の許可を受けた日の属する年の翌年の 7 月 3 日とする。

附 則（平成 5 年 12 月 24 日規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、平成 6 年 4 月 1 日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表第 1 の規定は、この規則施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前のし尿の収集及び運搬並びに動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、改正前の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 13 条第 1 項の規定により既に許可を有している者の同条第 2 項に規定する許可期間については、当該許可期間を 1 年延長するものとする。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 22 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日規則第 35 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項の改正規則及び第 10 条の 9 を加える規定は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年瀬戸市条例第 号）附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日規則第 22 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条の 2 関係）

種目	品名
家具、寝具、建具、厨房用具類	たんす 飾り棚 棚 鏡台 サイドボード 下駄箱 机 椅子 ソファ テーブル 衣装箱 こたつ ハンガーラック ベッド マットレス じゅうたん ドア 雨戸 ふすま 畳 ガス台 調理台
電気、石油、ガス器具類	オーディオ一式 換気扇 食器洗浄機 ズボンプレス サー 扇風機 掃除機 電子レンジ ファクシミリ ミシン オープン ストーブ ガステーブル
楽器、遊具類	オルガン ギター 三輪車 自転車 滑り台 ブラン コ スキー板 乳母車
破砕不適物類	レンガ コンクリートブロック つけもの石 タイル 物干し台 側溝の蓋 かわら
その他	上記に類するものとして市長が認めるもの

別表第 2（第 12 条関係）

申請書	添付書類	調書又は計画書に添付する書類
一般廃棄物収集運搬業許可申請書 (第 9 号様式)	定款及び登記事項証明書 法人納税証明書(納税額等を証するもの) 法人市民税納税証明書 法人県民税納税証明書 法人事業税納税証明書 決算書の写し(直近 2 期分) 市税納付状況確認同意書 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法に関する調書	

(新規申請者のみ)	
事業施設に関する調書	所在地の位置図 施設全体の配置平面図 土地建物等の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し 施設のカラー写真(施設内各所及び事業者が特定できる看板等) 車両の洗車を承諾することを証する書類(車両洗車場を保有しない場合)
積替え・保管に関する調書(該当する場合のみ)	所在地の位置図(事業施設に関する調書に記載した場所と異なる場合のみ) 土地建物等の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し(事業施設に関する調書に記載した場所と異なる場合のみ) 保管場所の平面図、側面図及び構造図 保管場所のカラー写真
保有車両に関する調書	自動車検査証の写し 車両のカラー写真(右斜め前方及び右斜め後方各1枚) 賃借契約書等の写し(車両所有者が異なる場合のみ)
役員等に関する調書	役員等の履歴書兼同意書 欠格条項に関する申告書
従業員に関する調書	保険関係書類等の従業員であることを証する書類の写し 運転免許証の写し(運転手のみ)
収集運搬事業計画書	収集事業所に関する書類

		その他の処分先に関する書類 一般廃棄物処分証明書
	特定家庭用機器再商品化法対象物の 収集運搬に関する調書	
	許可及び委託取得状況に関する調書	
	申請情報の公開等に係る同意書	
	その他市長が必要と認める書類	
一般廃棄物処分業 許可申請書 (第9号様式の2)	定款及び登記事項証明書	
	法人納税証明書(納税額等を証する もの)	
	法人市民税納税証明書	
	法人県民税納税証明書	
	法人事業税納税証明書	
	決算書の写し(直近2期分)	
	市税納付状況確認同意書	
	事業の開始に要する資金の総額及び その資金の調達方法に関する調書 (新規申請者のみ)	
	事業施設に関する調書	所在地の位置図 施設全体の配置平面図 土地建物等の登記事項証明書又は賃貸借 契約書の写し 施設のカラー写真(施設内各所(保管場所を 含む。)及び事業者が特定できる看板等) 保管場所の平面図、側面図及び構造図
	処分施設に関する調書	施設での処分に係る工程が分かる図面等 及びカラー写真

		施設及び設備等の能力等を証明する書類
	役員等に関する調書	役員等の履歴書兼同意書 欠格条項に関する申告書
	従業員に関する調書	保険関係書類等の従業員であることを証する書類の写し
	処分事業計画書	処分事業所に関する書類 最終処分先等に関する書類 処分等証明書
	申請情報の公開等に係る同意書	
	その他市長が必要と認める書類	
浄化槽清掃業許可 申請書 (第 10 号様式)	戸籍抄本(法人にあつては、定款及び 登記事項証明書)	
	営業所、車庫、汚泥等の積替所等の 平面図及び附近の見取図	
	その他市長が必要と認める書類	

5 瀬戸市環境衛生審議会規則

昭和 47 年 8 月 30 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号)第 15 条の規定に基づき、瀬戸市環境衛生審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、市の廃棄物の処理及び清掃業務に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(昭 52 規則 14・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 自治会の役員 3 人以内
- (3) 各種団体の役員 3 人以内
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めた者

(平 8 規則 7・全改)

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(平 8 規則 7・全改)

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 8 規則 7・一部改正)

(会議)

第 7 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(昭 50 規則 3・昭 54 規則 16・平 8 規則 1・平 18 規則 7・一部改正)

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続、その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

1 この規則は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。

2 瀬戸市清掃業務審議会規則(昭和 35 年瀬戸市規則第 1 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 7 月 15 日規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市環境衛生審議会規則第 3 条第 1 項第 10 号の規定により任命される最初の委員の任期は、同規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 53 年 8 月 31 日までとする。

附 則(昭和 54 年 6 月 30 日規則第 16 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日第 1 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日第 7 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

6 瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

平成12年6月30日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物を収納していた容器、たばこの吸い殻、包装紙、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによつて散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等のみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、広場、公園、河川その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の土地を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての消費者に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、市民の良好な生活環境が損なわれないようふん害の防止に努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 飼い主は、飼い犬等を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等がふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(印刷物等の回収及び処理)

第8条 公共の場所において、印刷物その他のもの(以下「印刷物等」という。)を配布した者は、その配布した場所の周辺に当該印刷物等が散乱した場合は、速やかにこれを回収し、適正に処理しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第9条 自動販売機により飲食物を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告、命令及び公表)

第11条 市長は、第6条第2項、第8条及び第9条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害を防止するための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該命令に従わない者の氏名及び住所並びに当該命令の内容及び当該命令に従わない旨を公表することができる。

(空き缶等散乱防止協定)

第12条 市長は、空き缶等の散乱を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) ポイ捨て防止についての啓発に関する事項

(2) 空き缶等の散乱防止のための清掃に関する事項

(3) その他空き缶等の散乱防止に関し必要な事項

(協力要請)

第13条 市長は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために、市民等、事業者、関係団体及び関係機関に対し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項

(2) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項

(3) その他空き缶等の散乱及びふん害の防止に関し必要な事項

(空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日)

第14条 市長は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民等及び事業者の関心と理解を深めるため、空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日を設けることができる。

(空き缶等散乱及びふん害防止重点地域)

第15条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を空き缶等散乱及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、重点地域の指定を変更し、又は解除することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により重点地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(顕彰)

第16条 市長は、空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して著しい功績のあつた者に対し、顕彰することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

7 瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成12年9月29日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年瀬戸市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第9条の規定により設置する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
 - (2) 容積は、30リットル以上であること。
- 2 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。ただし、市長が適当と認める位置に設置する場合は、この限りでない。

(公表)

第3条 条例第11条第3項の規定による公表は、瀬戸市公告式条例(昭和36年瀬戸市条例第6号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

8 瀬戸市資源リサイクルセンター条例

平成 15 年 7 月 10 日

条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市資源リサイクルセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の環境への関心を高めるとともに、ごみの減量及び資源化を推進するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸市資源リサイクルセンター
- (2) 位置 瀬戸市東吉田町 2 番地の 1

(利用の制限)

第 4 条 市長は、センターの利用者又はセンターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第 5 条 利用者は、故意又は過失によりセンター内の施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

9 瀬戸市資源リサイクルセンター条例施行規則

平成 15 年 7 月 31 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市資源リサイクルセンター条例(平成 15 年瀬戸市条例第 31 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 瀬戸市資源リサイクルセンター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日となるときは、その翌日以後において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。)

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 31 日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用者の遵守事項)

第 4 条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 市長の承認を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

(4) 市長の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄附金その他これに類するものの募集行為をしないこと。

(5) その他市長の指示すること。

(損傷等の届出)

第 5 条 利用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

10 瀬戸市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみや資源物（以下「ごみ等」という。）を所定の集積場まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を支援するため、玄関先でごみ等を収集する「ふれあい収集」について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の対象)

第2条 ふれあい収集は、次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者を対象とする。

(1) 高齢者

ア 一人暮らしの65才以上の者で、要介護認定者等独力でごみ等の排出が困難と認められる場合

イ 同居者を有する場合についても、同居者が高齢者または障害者で、同様にごみ等を所定の集積場まで持ち出すことができない場合

(2) 障害者

ア 一人暮らしの障害者で、独力でごみ等の排出が困難な場合

イ 同居者を有する場合についても、同居者が高齢者または障害者で、同様にごみ等を所定の集積場まで持ち出すことができない場合

(3) その他

市長が特に必要と認めた場合

(利用の申込)

第3条 ふれあい収集の利用を希望する者は、次により申し込むものとする。

(1) 申込先

瀬戸市資源リサイクルセンター

(2) 申込者

ふれあい収集を利用する者（以下「利用者」という。）のほか、親族又は介護に関わる者等（以下「関係者」という。）とする。

(3) 申込方法

申込者は、ファクシミリ、郵便等任意の方法により、ふれあい収集申込書（第1号様式）を市長に提出する。

(受付及び審査)

第4条 市長は、ふれあい収集の申し込みがあったときは、次の手順で受付、訪問調査、審査及び可否の決定を行う。

(1) 受付

提出されたふれあい収集申込書（第1号様式）の内容を確認し受付を行う。

(2) 訪問調査

前号の受付の後、ふれあい収集を希望する世帯を訪問し、聞き取り等により状況の調査を

行い、その結果をふれあい収集調査票（第2号様式）に記録する。

(3) 審査及び利用の可否の決定

前号の訪問調査の結果に基づき審査し、ふれあい収集の利用の可否を決定する。

ただし、審査にあたって必要な場合は、関係機関と協議するものとする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条により利用の可否を決定したときは、ふれあい収集決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

(排出、収集方法等)

第6条 ふれあい収集で対象とするごみ等の排出及び収集方法は次のとおりとする。

(1) 利用者は、ごみ等を市が定める分別方法に従い排出するものとする。

(2) 利用者は、戸建住宅・集合住宅を問わず、原則として玄関先等に排出するものとする。

(3) 市は、収集作業上、困難な場合は、利用者と協議の上、別に排出及び収集方法を決定する。

2 前項の排出、収集方法等については、利用者及び関係者に十分に説明するものとする。

(収集できないもの)

第7条 次のごみ等はふれあい収集の対象外とする。

(1) 市が定める収集できないごみ

(2) 事業活動に伴って排出されたごみ

(3) 有償により実施された造園業者等による庭木の伐採や、建築業者等による取り外しや解体等に伴って排出されたごみ

(4) 玄関等、通常の出入り口から排出が困難な粗大ごみ

(関係機関等への情報提供)

第8条 市は、ふれあい収集の際に、ごみ等が一定期間排出されていないことが判明した場合は、利用者及び関係者に連絡を取り状況の確認に努めるとともに、関係機関に情報の提供を行う。

(変更等の届出)

第9条 利用者または関係者は、住所等の変更、入院等による収集の一時停止または収集の中止をするときは、速やかにふれあい収集変更・一時停止・中止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(収集の変更)

第10条 市長は、前条の変更届があったときは、速やかに状況を調査し、継続の可否を決定する。

2 市は、住所等の変更後も継続して収集する場合は、利用者及び関係者に変更後の排出方法等を十分に説明するものとする。

(収集の一時停止)

第11条 市は、第9条により一時停止の届出があったときは、届出の期間、収集を一時停止する。

(収集の中止)

第12条 市は、次の場合は、ふれあい収集を中止する。

(1) 利用者または関係者から第9条による中止の届出があった場合

(2) 第2条に定める利用の対象に該当しないことが明らかになった場合

2 市長は、前項第2号により中止する場合は、必要に応じ状況を調査の上、直ちに利用者または関係者に ふれあい収集中止決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

1 1 瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源物の回収活動をする団体（以下「回収団体」という）に対し、奨励金を交付することにより、紙類等資源物の集団回収活動を促進し、ごみの資源化及び減量を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる回収団体は、次に定めるものとする。

- (1) 市民が主体となり活動する団体であること。
- (2) 市内に活動拠点をもつ団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。

(対象品目)

第3条 奨励金の対象となる回収品目は紙類及び古布とする。

(交付条件及び交付額)

第4条 回収団体が、1 t以上の資源回収を自らの活動によって回収した場合に、100kgあたり400円の奨励金を交付する。なお、1回の交付申請の合計重量が100kgに満たない端数を生じた場合には、切り上げるものとする。

2 奨励金の上限は、1団体につき年度内20万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金を受けようとする回収団体は、当該年度内にごみ減量活動奨励金交付申請書（様式第1号）に計量伝票を添えて申請を行なうものとする。

2 申請は、10月及び3月の年2回とし、年度ごとに期日を定める。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条により奨励金の交付申請があった時には、その内容を審査し、相当と認められた時には、予算の範囲内において交付の決定をし、ごみ減量活動奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の交付決定を受けた回収団体は、速やかにごみ減量活動奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき奨励金を交付するものとする。

(検査及び返還等)

第8条 市長は、奨励金の交付について、回収団体に対し、必要に応じ報告を求め、又は検査をするものとする。

2 市長は、回収団体が不正な手段により、奨励金の交付を受けた時には、奨励金の返還を求めらるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

1 2 瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、街の美化、環境衛生の高揚及び収集効率の向上を図るため、ごみ集積場の整備を促進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 自治会等が場所を確保し、維持管理を行い又は行おうとする次に掲げるごみ集積場とする。

- (1) 可燃物
- (2) 不燃物
- (3) 資源物
- (4) 粗大ごみ（集合住宅のみ。）

(補助金の限度)

第3条 市長は、ごみ集積場の整備に要する資材費として、集積場1か所につき40,000円を超えない範囲内で補助金を交付する。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めたときは申請者に対し、補助の決定をした旨通知するものとする。

なお、この場合において、市長は条件を付することができる。

(整備完了報告)

第6条 前条により補助の決定を受けた自治会等は、その事業が完了次第、速やかに市長に対し、完了報告書（様式第2号）を提出しなければならないものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、整備完了後交付するものとする。

なお、補助金を交付された申請者は、受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(適用除外)

第8条 瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱第31条により設置するものは、この要綱を適用しない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

1 3 瀬戸市指定ごみ袋取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の規格)

第2条 指定袋の規格は、別表第1のとおりとする。

2 指定袋は原則として10枚を1組として販売し、その外袋の規格は別表第2のとおりとする。

(指定袋の認定)

第3条 前条に定める規格に従いごみ袋を製造し、指定袋の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、瀬戸市指定ごみ袋認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し、前条に定める規格に適合すると認めるときは、認定申請者に瀬戸市指定ごみ袋認定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(認定内容の変更)

第4条 前条第2項に定める認定通知書の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、認定後に当該申請内容に変更を生じた場合は、前条第1項の定めにより新たに認定申請を行わなければならない。

2 市長は、指定ごみ袋の規格を変更又は廃止する場合は、変更又は廃止しようとする6月前までに認定事業者はその旨を通知するものとし、認定事業者は、当該通知をもって変更又は廃止前の認定効力を失うものとする。

3 前項の場合において、認定事業者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(認定事業者の責務)

第5条 認定事業者は、製造する指定袋が認定内容と異なると認められたときは、認定事業者の責任により直ちに回収し、交換等の適正な処置を行うとともに、その他市長の指示に従うものとする。

(認定の取り消し)

第6条 市長は、認定事業者がこの要綱に違反したとき、又は認定を続けることが不相当と認めるときには、認定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、認定事業者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(販売店の登録)

第7条 指定袋を販売しようとする店舗（以下「販売申請店」という。）は、瀬戸市指定ごみ袋販売店登録申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、10以上の店舗又は事業所で構成する組合等は、取りまとめて申請できるものとする。

2 市長は前項の申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認められた場合は、瀬戸市指定ごみ袋販売店登録通知書（第4号様式）を販売申請店に交付するものとする。

(販売価格)

第 8 条 前条に規定する登録通知書の通知を受けた者（以下「販売登録店」という。）は、指定袋を市場価格で販売するものとし、その参考価格は、別表第 3 のとおりとする。

(販売上の注意)

第 9 条 販売登録店は、指定袋の販売の一部又は全部を第三者に委託してはならない。

2 販売店は、指定袋を販売するに当たり、市民の購入の利便性について十分に考慮するとともに、市の指定袋関連施策に協力するものとする。

(登録の変更・廃止)

第 10 条 販売登録店が、店舗の移転又は販売の廃止等する場合は、「瀬戸市指定ごみ袋販売店登録変更・廃止届」（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 19 年 12 月 10 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

	燃えるごみ指定袋	燃えないごみ指定袋
寸法 (mm)	大 ㊦ 850×㊦ 650×厚さ 0.03 以上 小 ㊦ 750×㊦ 500×厚さ 0.03 以上 特小 ㊦ 570×㊦ 450×厚さ 0.03 以上	大 ㊦ 750×㊦ 650×厚さ 0.05 以上 小 ㊦ 570×㊦ 450×厚さ 0.05 以上
容量 (ℓ)	大 45 小 30 特小 20	大 40 小 20
材質	低密度ポリエチレン 活性フェロキサイド 1%以上含有	低密度ポリエチレン
色	半透明・黄色 ※重金属等有害物質を含む顔料等を使用しないこと。	半透明・桃色 ※重金属等有害物質を含む顔料等を使用しないこと。
表記事項	別図第 1 のとおりとし、文字は青色	別図第 2 のとおりとし、文字は緑色

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）

	燃えるごみ外袋	燃えないごみ外袋
--	---------	----------

寸法 (mm)	ﾀﾞｲ 360×ｺﾞｺ 240	ﾀﾞｲ 360×ｺﾞｺ 240
材質	ポリエチレン	ポリエチレン
色	透明・無色	透明・無色
表記事項	必要記載事項は別図第3のとおりとし、 背景は白色、文字は黒色とする。	必要記載事項は別図第4のとおりとし、 背景は白色、文字は黒色とする。

別表第3 (第8条関係)

燃えるごみ (10枚入り・消費税込み)	燃えないごみ (10枚入り・消費税込み)
大 124円	大 170円
小 113円	小 129円
特小 103円	

別図第1

燃えるごみ指定袋

ごみは指定日の朝8時30分までに出しましょう。

瀬戸市

瀬戸市

別図第2

燃えないごみ指定袋

ごみは指定日の朝8時30分までに出しましょう。

油性のマジックでご氏名の記入をお願いします。

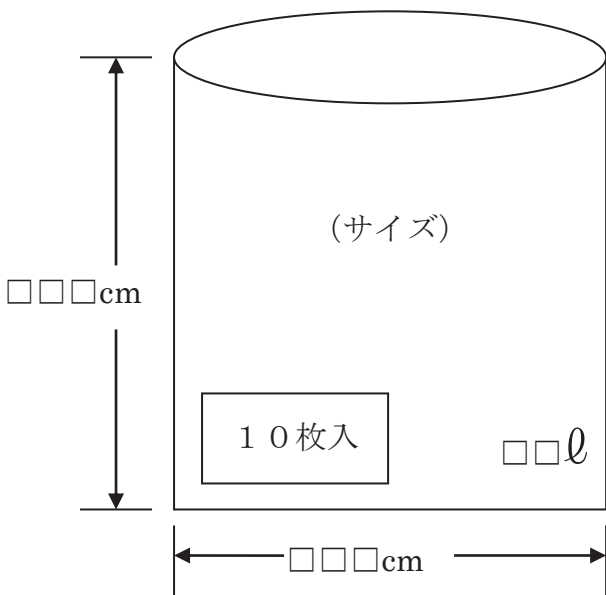
収 集 日	
氏 名	

瀬戸市

瀬戸市

別図第3

瀬戸市 燃えるごみ指定袋



- ◎ごみは決められた収集日の朝 8 時 30 分までに
出してください。
- ◎生ごみは、水分をよく切って出してください。
- ◎ごみはしっかり分別し、燃えないごみや資源物
を絶対に入れないでください。
- ◎紙類は、資源物の収集日または地域の廃品
回収に出してください。

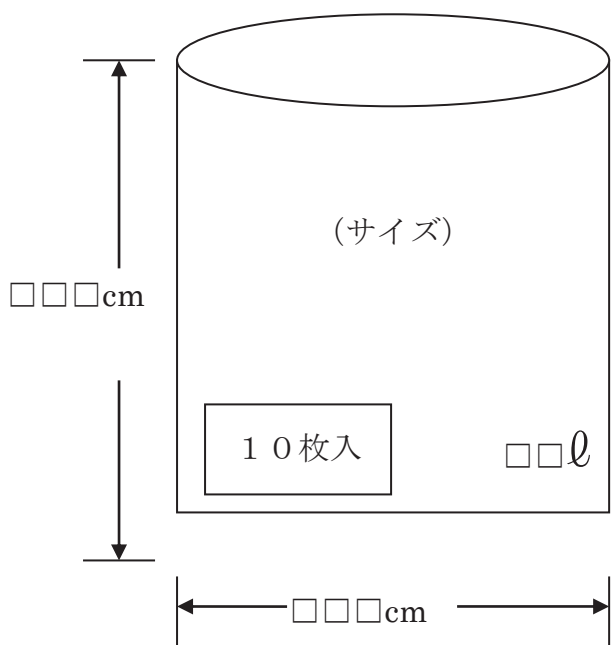
お問い合わせは **瀬戸市市民生活部環境課** 電話 88-2674

(家庭用品品質表示法による表示)

(取扱上の注意)

(バーコード)

瀬戸市 燃えないごみ指定袋



- ◎ごみは収集日の朝 8 時 30 分までに出してください。
- ◎卓上ガスボンベやスプレー缶などは、中身を使い切って「資源物」の収集日に出してください。
- ◎びん・缶類は「資源物」の収集日に出してください。
- ◎この袋に入らない大きさのごみは「粗大ごみ」扱いになります。

お問い合わせは **瀬戸市市民生活部環境課** 電話 88-2674

(家庭用品品質表示法による表示)	(取扱上の注意)	(バーコード)
------------------	----------	---------

1 4 瀬戸市粗大ごみ処理券の取扱いに関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年3月31日条例第9号、以下「条例」という。)第8条及び瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年6月2日規則第15号、以下「規則」という。)第19条に規定する粗大ごみ処理手数料(以下、「処理手数料」という。)を徴収するために用いる「粗大ごみ処理券」(様式第1号。以下、「処理券」という。)に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱店 実際に処理券を取り扱う店舗のことをいう。スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター及びその他小売店がこれに当たる。
- (2) 受託事業者 粗大ごみ有料化事業の円滑な遂行のため、処理券の保管、受注、配送、流通管理及び処理手数料の収納に係る業務一式を市から委託を受けた業者のことをいう。

第2章 取扱店

(取扱店の業務内容)

第3条 取扱店の業務内容としては、受託事業者と取り交わした契約内容に従うものとする。

(取扱店の資格等)

第4条 取扱店の指定を受けることのできる者は、次に掲げる各号に定める事項全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗を有すること。ただし、市長が市外で処理券を取り扱う必要があると認める場合はこの限りではない。
- (2) 収納業務の履行に関し、適正かつ責任を持って処理することができること
- (3) 瀬戸市に納めるべき市税に未納がないこと
- (4) 既に市指定ごみ袋を扱っていること

(取扱店の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者は、「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店申請書」(様式第2号)に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納付状況調査同意書(様式第2-1号)又は市税に未納がないことを証する書類
- (2) 店舗所在地を示す地図
- (3) 店舗の外観を示す写真

(決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請を適当と認め、取扱店として指定するときは、「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店決定通知書」(様式第3号)により申請者に通知し、その他必要な書類を交付する。

(書類等の交付)

第7条 市長は、取扱店に対し収納業務に必要な書類を交付するものとする。

2 取扱店は、市長が交付する「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店」の標識(様式第4号)を市民の見やすい場所に掲示しなければならない。

(処理券の発注)

第8条 取扱店は、処理券の引き渡しを受けようとするときは、受託事業者に対して、決められた発注期間に必要な数量を発注し、受託事業者は配送の手配を行うものとする。

(取扱店の変更及び廃止)

第9条 取扱店は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店変更届」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 廃業等の理由により取扱店を廃止する場合は、速やかに「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店廃止届」(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(指定の解除)

第19条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。

(1) 処理券の取扱いに必要な資力及び信用を失ったとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取扱店として不相当と認めたとき

2 市長は、前条の規定により指定を解除する場合、解除事由を付して「瀬戸市粗大ごみ処理券取扱店取消通知書」(様式第7号)により通知する。

3 前項の規定により市長が指定を解除した場合、取扱店に損害が生じても、市長は一切その保障の責めを負わない。

(手数料の返納)

第11条 取扱店は、第9条の2の規定に該当する場合のほか、市長が適当と認めたときは、「瀬戸市ごみ処理手数料還付請求書」(様式第8号)を市長に提出し、その保有する処理券を市長に返還することで、市長は返還を受けた処理券に相当する既納入済の処理手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた上で、取扱店に対し還付するものとする。

第3章 受託事業者

(委託業務内容)

第12条 受託事業者への委託業務内容としては、次の各号に掲げるものとする。

(1) 処理券の保管業務

(2) 処理券の受注業務

(3) 処理券の配送業務

(4) 処理券の流通管理業務

(5) 処理手数料の収納業務

(処理券の保管業務)

第13条 受託事業者は、盗難防止対策を施した場所に処理券を保管するものとする。

(処理券の受注業務)

第 14 条 受託事業者は、取扱店からの注文に応じて処理券を配送する。取扱店は、受託事業者の指定する方法により注文するものとする。

(処理券の配送業務)

第 15 条 受託事業者は、取扱店からの受注内容に応じて、処理券を配送する。

(処理券の流通管理業務)

第 16 条 受託事業者は、取扱店の注文状況及び配送状況を取りまとめ、毎月市長に報告しなければならない。

2 受託事業者は、取扱店から処理券の不良品等の苦情があった場合、誠実に対応しなければならない。

(処理手数料の収納業務)

第 17 条 受託事業者の収納業務内容としては次の各号に掲げるものとする。

(1) 処理手数料の収納業務の取りまとめ

(2) 処理手数料に係る収納情報の取りまとめ及び市長への報告

(3) 前各号に付随するもので、市長、受託事業者が協議して合意した業務

(収納業務における受託事業者の責任)

第 18 条 受託事業者は、取扱店の業務に関して責任を負うものとする。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第 19 条 受託事業者は、委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承し、もしくは再委託してはならない。

2 受託事業者が取扱店の業務を実施する場合は、前項に規定する再委託でないものとして取り扱うものとする。

(調査)

第 29 条 市長は、受託事業者の委託業務の実施状況について、随時調査することができる。

2 受託事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(損害の賠償)

第 21 条 受託事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受託事業者が、委託業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えたとき

(2) 前条の規定により契約が解除された場合において、受託事業者が本市に損害を与えたとき

(事務の引き継ぎ)

第 22 条 受託事業者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除された場合は、直ちに収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

第 4 章 処理手数料の減免

(対象者)

第 23 条 処理手数料の減免に係る対象者は、規則第 11 条の規定に該当する者及び世帯とする。
(減免の申請手続)

第 24 条 処理手数料の減免を受けようとする世帯主は、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」(規則第 8 号様式) に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には減免を受けようとする理由を証する書類等を添付しなければならない。
(処理券の交付)

第 25 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは当該申請者に対し、「瀬戸市粗大ごみ処理手数料減免決定通知書」(様式第 9 号) を交付するものとする。

2 前条の申請は毎年必要とし、無償で交付する処理券は年間 5 枚を上限とする。

3 市長は、転売等の不正を防止するため処理券を交付後、申請者に対し速やかに氏名を記入させることができる。

(減免の取り消し及び処理券の返還)

第 26 条 市長は、手数料の減免を受け処理券を無償で交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、減免を取り消し、既に交付した処理券を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請又はその他不正な行為により減免を受けていたとき

(2) 交付された処理券を他人に譲渡又は転売したとき

(3) 市外に転出するとき

(4) 減免の事由が消滅したとき

(5) その他市長が不相当と認めるとき

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。

1 5 瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処理業の申請、又は第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更に関し、その許可の審査基準として必要な事項を定めるものとする。

(申請者の資格)

第2条 申請者は、法第7条第5項又は第10項に規定する許可の申請要件に適合するものとするほか、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。なお、本市は必要に応じてその状況を調査できるものとする。

- (1) 事業所としての機能を満たす施設（本店、支店又は営業所等）を瀬戸市、尾張旭市及び長久手市の内（以下「区域内」という。）に有すること。
- (2) 納税の義務を果たしていること並びに本市又はその他地方公共団体に納付すべき負担金等を完納していること。
- (3) 本市以外で廃棄物処理業を行っている事業者にあつては、その業務を適格に遂行していること。
- (4) 直近2年のいずれの事業年度でも債務超過である場合、直近2年の事業年度の経常利益の平均が1円以上であること。

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、不許可とする。また、許可後に該当することが判明した場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

第2章 収集又は運搬を業とする場合の基準

(事業の範囲等)

第3条 事業の範囲は、本市の一般廃棄物処理計画に定める廃棄物の収集又は運搬とする。ただし、収集した廃棄物の搬入先が尾張東部衛生組合以外である場合にはその運搬先を明らかにすること。

(施設・車両等)

第4条 第2条第1号に規定する事業所としての機能を満たす施設とは、事務所、車両の保管場所及び車両の洗車場所をいい、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 事務所は、業務時間中に常時人員が配置され、問い合わせ等に対応できる体制が整っていること。
- (2) 車両の保管場所は、車両を確実に格納できる広さのものであり、かつ、当該土地の所有または使用について権限を有し、周辺住民の反対意思がないこと。
- (3) 車両の洗車場所又は洗車設備は、その周辺や排水の放流先に支障のないものとする。

2 車両は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 原則として2台以上保有し、本市の許可業務以外には使用しないこと。
- (2) 原則として塵芥収集車とし、廃棄物の飛散、流出或いは悪臭洩れのない構造で、処理施設への搬入に支障がないこと。
- (3) 車両の側面に本市の許可業務と分かる表記をすること。

3 収集運搬は、交通及び作業の安全を確保できる体制で行うこと。

(積替え及び保管)

第5条 一般廃棄物の積替え及び保管を行う場合は、法第6条の2第2項等の関係法令を遵守するほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 保管にあたっては、保管されている物が書類により管理されていること。
- (2) 施設の土地及び建物について所有又は使用の権限を有すること。
- (3) 施設のほか事業に必要な車両、関係器材等を保有していること。
- (4) 施設等の設置及び使用に当たっては、周辺住民の反対意思がないこと。

第3章 処分を業とする場合の基準

(事業の範囲等)

第6条 事業の範囲は、本市の一般廃棄物処理計画に定める廃棄物の処分とする。

(施設等)

第7条 処分を行う施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条等の関係法令を遵守するほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 施設の土地及び建物について所有又は使用の権限を有すること。

- (2) 施設のほか事業に必要な車両、関係器材等を保有していること。
- (3) 施設等の設置及び使用に当たっては周辺住民の反対意思がないこと。

2 処分を行う際は、作業等の安全を確保できる体制で行うこと。
(保管)

第8条 処分する一般廃棄物を保管する場合は、第5条の要件を全て満たしていること。

第4章 指導等

(指導等)

第9条 第2条に係る申請者の資格要件を満たさない場合のほか、不誠実な行為等が行われたときは、次に掲げるとおり指導等を行う。ただし、極めて悪質な不正や不誠実な行為等が行われた場合は、この限りではない。

- (1) 不誠実な行為等が軽微である場合、口頭指導を行う。
- (2) 不誠実な行為等が行われた場合であって前号による口頭指導によっても改善されない場合又は第2条に規定する申請者の資格要件を満たさないことが明らかとなった場合、文書による指導を行う。
- (3) 不誠実な行為等が悪質である場合又は前号による文書指導によっても改善されない場合、文書による改善命令を行う。

2 前項第2号及び第3号に該当する事業者は、文書による改善報告を提出するものとする。

第5章 許可期間

(許可期間)

第10条 許可の期間は2年間とする。ただし、新規の許可については当初6月を猶予期間とする。また、指導等を要する更新許可についても同様に6月の猶予期間を設ける。

- 2 第9条第1項第3号の改善命令によっても改善されない場合又は極めて悪質な不正や不誠実な行為等が行われた場合は、不許可とする。
- 3 短期間に集中して発生する多量の一般廃棄物の収集運搬については、その内容が明確であり必要であると認められる場合には、許可期間を限定することができる。

第6章 事業の範囲を変更する場合の基準

(変更)

第11条 事業の範囲を変更する場合は、第3条又は第6条に定める範囲とし、第1条から第8条までに定める事項に適合すること。

第7章 雑則

(適用除外)

第12条 この要綱施行時において、既に法第7条第1項及び第6項の規定に基づき市の許可を受

け一般廃棄物の処理を行おうとする者が取り扱いをしない廃棄物に限定し処理を行おうとする者は、第2条第1号及び第4条第2項第1号については適用しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第11条の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。